

第 28 回境川流域総合治水対策協議会の結果報告について

平成 24 年 5 月 8 日に開催された、境川流域総合治水対策協議会（名古屋市始め 10 市 2 町及び県にて構成）において、以下の項目を協議・確認し、今後も引き続き、積極的に総合治水対策を実施していくことを合意しましたので、お知らせします。

1．特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の策定及び保全調整池の指定について

平成 24 年 4 月 1 日に境川流域を特定都市河川流域に指定した。

これにより、同日から行われる 500m² 以上の雨水浸透阻害行為については許可が必要となった。

この指定後必要となる流域水害対策計画については、学識経験者や関係住民の意見を聴取し、河川法に基づく「河川整備計画」とあわせ、今年度中の国土交通大臣への同意申請を目指すことで合意した。

また、既存の防災調整池を保全するために、同法に基づき、100m³ 以上の既存の調整池を保全調整池として指定する方針とし、所有者等の了解を得たうえで指定の手続きを行うことで合意した。

2．流域対策の進捗状況等について

境川流域における流域対策の実施状況及び進捗状況等を報告した。

今後は、500m² 以上の雨水浸透阻害行為に伴う事業者が行う対策とあわせ、引き続き、公共団体による雨水貯留浸透施設等の整備を進め、浸水被害の軽減を図っていくことを確認した。（P.2～3 参照）

3．河川事業の進捗状況等について

境川・逢妻川・猿渡川等の河川改修事業の実施状況及び進捗状況を報告し、今後も引き続き、県と各市町との連携を密にして事業促進を図ることを確認した。（P.4 参照）

4．総合治水PR活動の実施について

境川流域が一体となって取り組んでいる総合治水対策について、地域の皆様に、より一層理解していただけるよう「境川親子流域フォーラム」等を開催することとしました。（P.5 参照）

表 - 1 境川流域 流域対策の進捗状況

市町村名	流域開発 に対する 必要対策量 (H22末)	H22末までの 対策状況		H23 対策状況			参考 流域整備計画の 必要対策量 (m3)
		総対策量	対策率	対策量 (公共分のみ)	総対策量	対策率	
	A	B	B / A	C	D = B + C	D / A	
	(m3)	(m3)	(%)	(m3)	(m3)	(%)	
刈谷市	415,048	148,646	36%	0	148,646	36%	208,200
豊田市	812,634	415,350	51%	0	415,350	51%	175,200
安城市	186,520	100,495	54%	715	101,210	54%	84,000
大府市	493,682	344,623	70%	16,926	361,549	73%	126,600
知立市	217,310	70,598	32%	0	70,598	32%	208,800
豊明市	327,777	227,244	69%	0	227,244	69%	76,200
みよし市	519,465	302,216	58%	5,952	308,168	59%	167,400
東郷町	215,910	75,715	35%	0	75,715	35%	61,200
東浦町	200,849	150,719	75%	120	150,839	75%	49,800
合計	3,389,195	1,835,605	54%	23,713	1,859,318	55%	1,157,400

(A) 流域開発に伴う必要対策量

S55から現在までに、市街化調整区域を含め、開発された面積(ha)に、流域整備計画値と同様に600を乗じて算定したもの

(B) 流域対策量

S58の総合治水対策着手以降、現在までに整備された流域対策量

(D) 流域対策量

S58の総合治水対策着手以降、現在までに整備された流域対策量にH23に完了した市町整備の流域対策量を加えたもの

(参考) 流域整備計画必要対策量

総合治水対策協議会がS58.8.23に定めた「境川流域整備計画及び実施要領」に規定した計画値で、当時の市街化区域内の未利用地の面積(ha)に600を乗じて算定したもの

【背景】

境川・逢妻川・猿渡川の流域(流域面積266km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域の開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「境川流域整備計画」が、昭和58年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。

この間、流域の都市化率は約59%に達し、計画想定値の50%を上回り、開発に伴う必要対策量約339万 m³ に対し、平成23年度末で約186万 m³(約55%)にとどまっている。

平成23年6月22日の第27回境川流域総合治水対策協議会では以下が合意された。

- ・ 特定都市河川及び特定都市河川流域(以下、「特定都市河川等」という)の指定は、平成24年4月1日とする。
- ・ 特定都市河川等の指定の上、さらに雨水浸透阻害行為の許可を要する面積を500 m²以上とすることについて、名古屋市及び豊田市についてはそれぞれの市が、それ以外の市町については県が実施に向けて調整を図るものとする。

第27回境川流域総合治水対策協議会以降の特定都市河川浸水被害対策法に係る経緯

特定都市河川等の指定

平成23年 6月13日 国土交通大臣 同意

平成23年 7月 1日 指定告示(愛知県)

平成24年 4月 1日 法適用

許可を要する雨水浸透阻害行為の対象面積拡大に係る条例制定

平成23年10月14日 名古屋市

平成23年12月20日 愛知県

平成23年12月28日 豊田市

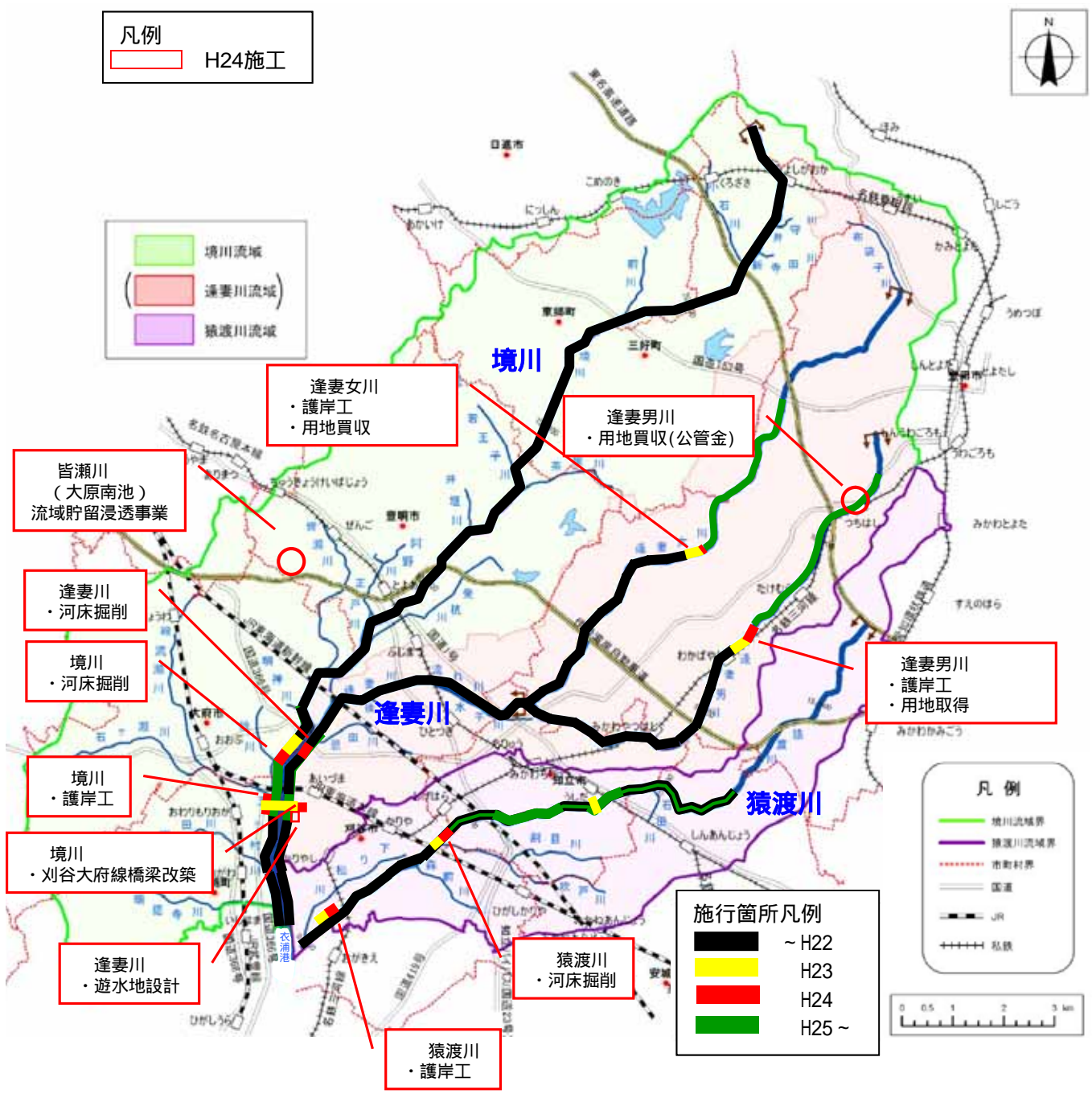
境川流域総合治水対策協議会では、二級河川境川と逢妻川と猿渡川の流域を対象に協議しています。

河川整備計画 - 河川管理者が河川法に基づき、今後20～30年間の治水、利水、環境に関しての具体的な河川の整備に関して策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係行政機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

流域水害対策計画 - 河川管理者・県知事・関係市町長・特定都市下水道管理者が共同して、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今後20～30年間の河川整備と下水道等の内水対策を一体的に策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

保全調整池 - 雨水を一時的に貯める調整池を防災調整池といい、これまでに流域内で設置された100 m³以上の防災調整池を特定都市河川浸水被害対策法に基づき、「保全調整池」として指定し、埋立等の行為について届出制とすることにより、保全を図る。指定は、愛知県知事(政令市、中核市、特例市はそれぞれの市長)が行い、指定時に公示、所有者への通知を行う。

河川事業の進捗状況等について



平成24年度の総合治水PR活動について

総合治水対策の意義・重要性に対する流域住民の理解と協力を得るため「総合治水推進週間（5月15日～21日）」が平成3年度に制定されました。新川・境川流域総合治水対策協議会ではその趣旨を受け、総合治水推進週間前後に総合治水対策のPR活動をそれぞれ実施しています。

平成24年度のPR活動

親子流域フォーラム

流域内の親子（小学校高学年）にさまざまな治水施設を見学してもらうことにより、総合治水対策の意義と重要性を理解してもらいます。

新川：5月13日（日） 大曽根雨水調整池、小場塚ポンプ場 他

境川：5月20日（日） 前後駅南調整池、大脇排水機場 他

（境川流域で公募による20組40名の親子が参加予定。当日は大型バスで回ります）
応募は締め切らせていただいております。



ビジュアルボード（パネル）フェア

5月8日から9月13日までの1週間づつ、流域内各市町・建設事務所において、総合治水をPRする内容のパネルを持ち回りで展示します。（県庁地下通路は5/12～17に展示）

また、総合治水推進週間内には関係機関の各庁舎に懸垂幕等を掲出して週間をPRしています。（県庁正面玄関には横看板を5/11～18まで掲示）



ホームページによるPR

協議会にてホームページを作成し、県や各市町、民間で行われている総合治水対策を紹介するなど、住民等に向けて情報を発信しています。

<http://www.sougo-chisui.jp/>

（注：写真はH23実施状況）